

別表六（十）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する同条第5項各号又は第6項第1号若しくは第2号に掲げる事業年度において適用を

受ける場合に限り。）又は令和3年改正前の措置法第42条の4第1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合に限り。）の規定の適用を受ける場合に記載します。